

川合新市長の「魔女狩り・えこひいき」人事問題

「規則第二十号」はやはり「人事ミスの帳尻合わせ」文書か？！

3月27日(規則起案日の翌日)すでに「内示」が朝日新聞に掲載！

川越市「平成21年度人事」は何時の規則に基づいているのか。法的根拠を示せ！

「3月26日起案、31日決裁・執行・公布」の「規則第二十号」人事がなぜ3月27日の朝日新聞に掲載されているのだ？

「人事異動の際、通常は5日ほど前、つまり3月25日頃に異動先が文書で職員各々に内示されます。この内示は4月からの人事異動として、大手全国紙の埼玉版でも報じられたはずです」

本紙5月号記事(「川合“弁護士”新市長による重大な条例違反！『公正・公平』を掲げる川合市長の『メチャクチャ人事』!」)、およびその[続報](#)について、市行政関係者から興味深い示唆があった。

本紙が知り得たかぎり、川越市の「平成21年度人事異動」を報じているのは朝日新聞埼玉版および埼玉新聞の2紙。驚いたことに朝日新聞埼玉版が「川越市人事(4月1日付け)」を、なんと3月27日に掲載しているのである。

朝日新聞
 川越市人事(4月1日付) 総務部長(保健医療部長) 佐藤明▽同部人権推進担当理事(秘書広報監) 真仁田茂▽財政部長(議事事務局局長) 高橋幸男▽市民部新斎場建設担当理事兼同部新斎場建設準備室長(総合政策部新庁舎建設担当理事) 根岸孝司▽同部付理事・財団法人市施設管理公社へ派遣(産業観光部長) 福田司▽福祉部付理事・社会福祉法人市社会福祉協議会へ派遣(福祉部長) 栗原薫▽環境部新清掃センター建設担当理事(政策調整監) 粕谷泰雄▽産業観光部長(市民部付理事) 戸来賢次▽都市計画部三駅周辺地区整備担当理事(建設部長) 中里茂郎▽建設部長(事業推進部長) 染谷実▽会計室理事(福祉部付理事) 藤村直幸▽議事事務局局長(会計室長) 立入信悟▽学校教育部中高一貫担当理事(財政部長) 久保田喜久夫▽広報監(教育総務部副部長) 植松久生▽福祉部長(福祉部副部長兼同部障害者福祉課長) 吉野誠一▽保健医療部長(保健医療部参事兼同部医療助成課長) 水野典子▽事業推進部長(事業推進部副部長兼同部下水計画課長) 泉盛 退職(31日付) 仲清明(政策調整監)▽久都間益美(総務部長)▽安田正幸(環境部新清掃センター建設担当理事)▽長谷部武(都市計画部三駅周辺地区整備担当理事)

<3月27日朝日新聞埼玉版朝刊に掲載された「川越市人事」。「規則第二十号」の決裁・公布・執行は3月31日である。旧規則に基づいたものであることは明らかだ>

3月27日といえば、先の平成21年度人事の要である「規則第二十号」の起案日(26日)の翌日である。27日朝刊に掲載されたということは、この「内示」が朝日新聞社に送られたのが26日以前であることを示している。起案されたと同時に、あるいは起案前に、すでに「内示」が出され、新聞社がこれを報道していることになる。なお同規則の決裁・執行・公布はすべて3月31日。人事異動のたった1日前であったことは先日お伝えしたとおりだ。

平成21年度川越市人事をめぐる動き

3月

26日:「規則第二十号」起案

27日:朝日新聞朝刊に人事内示が掲載(つまり26日以前の内示資料をもとに記事化)

31日:「規則第二十号」決裁・執行・公布

<27日に朝日が報じた人事内示が「規則第二十号」に基づいていないことは誰の目にも明らかだ。これが「公正・公平」を謳い文句にする弁護士市長のやることだろうか>

朝日新聞記事の「人事異動」は部長級のみを報じている(埼玉新聞には課長級まで掲載)。しかし興味深いことに、この記事で列挙されている「異動先・前ポスト・氏名」の順番は、川越市が4月1日に発表した「人事発令名簿」の部長級ページとまったく同じ。つまり「人事発令名簿」ないしその名簿の原型となった文書が、そのまま朝日新聞社に送られていたことになる。これはつまり人事発令名簿が、「規則第二十号」に先立って作成されていた可能性を強く示唆するものだ。

もしそうならば、平成21年度川越市「人事発令名簿」の法的根拠は、平成19年

3月20日の「規則第八号」……[現在も川越市例規集に掲載されている最新の“川越市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則”と、これに付随する“行政職給料表級別標準職務表”](#)だった、ということになる。

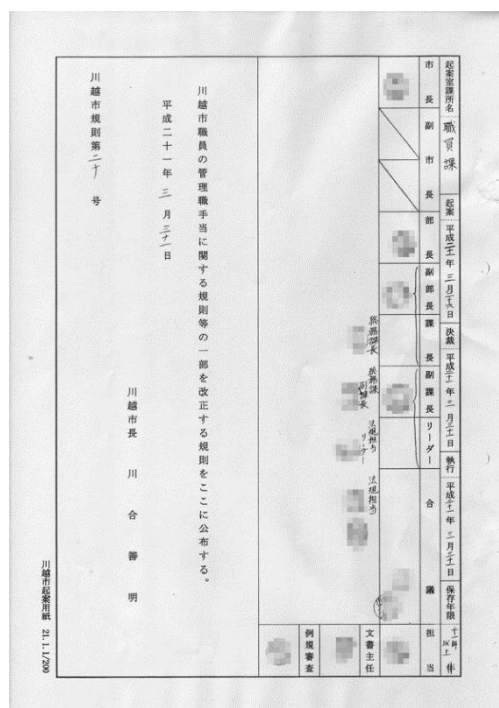
つまり、現会計室長はやはり「3階級特進昇級」だったことになってしまうのである。

**「川合人事」はデタラメの極み！何が「公正・公平」だ！
いったい何時の規則に基づいているのか。法的根拠を示せ！
川越市会議員諸氏は、来る6月議会で徹底追及せよ！**

読者諸氏にも、そろそろこの「規則第二十号」文書の正体が見えてきたと想像する。本紙が最初に推測したとおり、この「規則第二十号」は現会計室長の「人事ミス」を糊塗するために、後付けで(4月1日以降に)作成されたものではないのか。

「規則第二十号」が4月1日以降に作成されたものであるならば、これは条例違反どころではない。重大な公文書偽造である。もういちど「規則第二十号」の表紙写真をじっくりご覧頂きたい。先に報じたとおり、起案・決裁・執行にかかる日付、規則番号、そして公布日の日付が、なぜ手書きなのか。まるで同規則文書そのものをワープロ打ちする際、あとで話のつじつまをうまく合わせるため、あらかじめ日付欄を空白にしておいたような痕跡にすら見える。

捺印されている決裁印は 14 名分。[本紙5月号記事](#)を読んだ市長以下、部長ら少数の職員が大急ぎで「規則第二十号」を作成、「新市長の重大な人事ミス」という事実の重みを共有した少数の職員すべてが口裏を合わせ、市役所の密室で、あたかも4月1日にこの規則が法的に有効であるかのように、起案・決裁・執行日の空欄を埋めていった……。これは考えすぎであろうか。



考えすぎだ、というのなら。あるいは「市民に誤解を招くような手順で申し訳なかった」という、市役所お決まりの文句で誤魔化そうとするのなら、教えてほしい。朝日新聞が3月27日に掲載した人事異動は、いったい何の条例・規則に基づいていたのか。平成19年3月20日の「規則第八号」以外に、ありようがないのだ。

現会計室長はすでにそのポストに就任して2ヶ月以上を経過している。いまさら「人事のミスでした」では済まされないだろう。この「規則第二十号」を、それこそ超法規的措置で適用する以外、方法がないのかもしれない。

しかし、これまで再三お伝えしたとおり、「現広報監(元教育総務部副部長)の1年在級昇格」だけは、同新規則をもってしても説明が付かない。条例違反でなければ、いったい何なのだ？

川越市の「平成21年度人事」は文字通りメチャクチャ。出鱈目の極み、と言っていだろう。全責任は任命権者である川合市長にあることは言うまでもない。自らの選挙活動に積極的だった職員をねぎらおうとしたのが仇になったのかどうかは定かではない。だが、ことは単なる小さなミスではないのだ。

現会計室長は、もしかしたら今回の人事における、最大の犠牲者だったのかもしれない。その責任は全的に川合市長にある。同室長をはじめ、何人もの上級職員の職級、キャリア、生活までをも巻き込んだ、これほど重大かつ取り返しのつかない条例違反を、あろうことか法律のプロであるはずの弁護士市長が承認したのである。よくもぬけぬけと「公正・公平」などと言えたものだ。

川合市長はまたお決まりの文句、「こんなことはおまえのところで片付けろ！」の一言で、職員課に責任を押しつけるのだろうか。その姿が目には浮かぶようだが、任命権者である市長が逃げられるはずはない。

川越市議諸氏よ、「平成21年度川合人事」を追及する材料は、本紙のこれまでの報道でもう充分だろう。もはや議員諸氏の役割だ。来る6月議会で市長の責任を徹底的に追及しなければならない。これは「百条委員会」設置レベルの問題だ。この「役立たずの無能な行政素人新人“弁護士”市長」の、多くの職員のキャリアや生活までをも巻き込んだ取り返しの付かないデタラメぶりを白日の下にさらし、市民が納得できるような回答を引き出し、解決をもたらさなければならない。その解決にはむろん、市長のリコールも充分にあり得る。

さもなければ、市議諸氏も同罪である。■